

# 空き家の管理をお願いします

## 空き家の適正管理は所有者等の責務です

空き家の管理は持ち主である所有者等(所有者または管理者)の責務であり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければなりません。

空き家の適正な管理を怠ると、建物の老朽化による屋根・外壁の飛散や倒壊の危険性、不法侵入や放火など、安全、衛生、防犯、景観の面から様々な問題が発生します。

もしも、空家等を放置した結果、建物が倒壊したり、物が落下して近隣の建物や通行人に被害を与えた場合、持ち主に対する損害賠償請求など、責任を問われることがあります。

## 良好な地域環境のために必要なこと

空き家の所有者等は、次のようなことに心がけてください。

- こまめに換気を行い、建物に破損がないかなど、空き家の状態を確認する。
- 定期的に敷地内の除草や樹木の剪定を行う。
- 不審者が侵入しないように施錠などを徹底する。
- 外壁等の破損や倒壊の危険がある場合は、早めに修繕、解体などを行う。
- 長期間不在となる場合や、空き家にする場合は、ご近所や町内会の方に連絡先を伝えておく。
- 自分で管理できない場合は、業者などに依頼する。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました！

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。これにより、特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

管理不全空家や特定空家として勧告を受けてしまうと、固定資産税の軽減措置が受けられなくなってしまいます。

詳しくは、「空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報(国土交通省HP)」をご覧ください。

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

### 管理不全空家

窓や壁が  
破損しているなど、  
管理が不十分な状態。



### 特定空家

そのまま  
放置すると倒壊等の  
懼れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387